

事業継続力強化支援計画 新旧対象表 (傍線部分を追加)

変 更 後	変 更 前
<p>(別表2) 事業継続力支援事業の実施体制</p> <p>(1) 実施体制 略</p> <p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 菅原 達也 <u>経営指導員 角田 花織</u> (連絡先は後述(3)①参照)</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上) <p>(3) 弘前商工会議所／弘前市連絡先 略</p>	<p>(別表2) 事業継続力支援事業の実施体制</p> <p>(1) 実施体制 略</p> <p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 菅原 達也 (連絡先は後述(3)①参照)</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上) <p>(3) 弘前商工会議所／弘前市連絡先 略</p>